

今治市防犯灯設置工事等補助金交付要綱

平成17年1月16日

要綱第100号

(目的)

第1条 この要綱は、道路、広場等に防犯灯を設置又は撤去する団体に対し補助金を交付し、もって市内の夜間における犯罪防止及び交通の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯灯」とは、前条の目的に従って、設置する街路灯をいう。ただし、商店街で装飾又は宣伝を主たる目的として設置する装飾灯及び広告灯は含まない。

(交付の対象)

第3条 市長は、第1条の目的に従って防犯灯を設置する者又は防犯灯を撤去する者（以下「設置者等」という。）に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる工事に係る費用の全部又は一部を補助金として交付する。

(1) 防犯灯を設置する工事のうち、次に掲げるもの

ア LED灯の設置工事

イ 支柱の設置工事

(2) 防犯灯を交換する工事のうち、次に掲げるもの

ア LED灯に交換する工事

イ 支柱を交換する工事

(3) 防犯灯を撤去する工事

2 設置者等は、原則として自治会長とする。

(補助算定の基準)

第4条 補助金の額は、工事に要した費用とする。

2 補助金の限度額は、次の表のとおりとする。ただし、100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

区分		限度額（1基当たり）
設置	LED灯	21,000円
	支柱	15,000円
交換	LED灯	21,000円
	支柱	15,000円
撤去		10,000円

(申請の手続)

第5条 設置者等が補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、防犯灯を撤去する者の申請については、第2号の書類を省略することができる。

- (1) 防犯灯設置工事等補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 設計概要（別記様式第2号（その1））
- (3) 防犯灯設置箇所見取図（別記様式第2号（その2））
- (4) 見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、防犯灯設置工事等補助金交付決定通知書（別記様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（実績報告書）

第7条 補助金の交付決定を受けた設置者等（以下「補助事業者」という。）は、工事が完了したときは、速やかに防犯灯設置等工事实績報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の実績報告書による完了検査の合格により補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第9条 市長は、補助事業者に補助を受けることについて不正な行為があった場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金を返還させることができる。

（維持及び管理）

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、常に照明に留意し、設置目的を保持するよう維持管理に努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市防犯灯設置費補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月25日要綱）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月14日今治市要綱）

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後の設置工事等に係るものについて適用する。

附 則（平成27年3月30日今治市要綱）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の今治市防犯灯設置工事等補助金交付要綱の規定は、同日以後の補助金の交付の申請に係るものについて適用する。

附 則（平成28年3月23日今治市要綱）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の今治市防犯灯設置工事等補助金交付要綱第3条及び第4条の規定は、同日以後の補助金の交付の申請に係るものについて適用する。